

## 和光市勤労青少年ホーム廃止の基本方針(案) パブリック・コメント一覧

### パブリック・コメントの意見と市の見解

対象案件:和光市勤労青少年ホーム廃止の基本方針(案)

実施期間:令和8年5月1日(金)～令和8年5月20日(水)

意見数:1名1件

「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった □その他(感想、この案件以外への意見等)

	意見の全文	市の考え方	区分
1	<p>・和光市立勤労青少年ホーム(以下「本件ホーム」という。)の廃止、解体は、市の説明のとおり、やむを得ないと考えます。ただ、本件ホームがなくなると、北原小と新倉北地域センターの間には集会施設がなくなり、自治会や市民らが気軽に集まれる場所がなくなります。これは困ります。集まれる場所がなくなることは、市も自治会や市民活動を推奨をしている方針と合致しません。</p> <p>そこで、新倉1丁目の休耕している畑を借りる等して、プレハブでも構わないので、集会施設を仮設でいいので新設してください。また、本件ホームの跡地の工事が終わったら、その新施設か新倉高齢者福祉センターに常設の集会施設・機能に移してください。</p> <p>・新倉北地域センターは、坂の上であり年配の住民には体力的にしんどいですし、駐車場も狭くて不便です。集まれる場所がないと、自治会や市民活動は低迷しますので、代替施設をぜひ設けてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、和光市勤労青少年ホームについては、利用実態の変化や老朽化の実情を踏まえ、施設を廃止する判断に至ったものです。</p> <p>市としましては、引き続き自治会や市民活動など地域コミュニティの活性化を図ってまいります。</p> <p>勤労青少年ホーム廃止後の跡地は特別養護老人ホームの建設候補地となります。特別養護老人ホーム建設時に一般に開放するスペースを設置できる可能性は低いと想定されますが、特別養護老人ホーム建設事業者の募集時に、一般に開放できるスペースを可能な限り併設する仕様での提案を依頼する予定です。</p> <p>なお、勤労青少年ホーム廃止後から新施設の建設までの間、集会施設を仮設することについては、設置場所の確保や市の財政状況等の事情から難しい状況ではありますが、代替となる方法について、状況を精査しながら検討してまいります。</p>	△